

生体認証貸金庫規定

2025年1月1日現在

1. 格納品の範囲

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときはおことわりすることがあります。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了時までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. 使用料

- (1) 貸金庫の使用料は、1年分前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. 重量制限

貸金庫への格納物の重量は、当行所定の重量までとします。

5. 鍵・カードの保管

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。
- (2) 当行は借主にICキャッシュカードまたは貸金庫カード（以下これらを「カード」といいます）を発行します。カードは借主自身が保管してください。
- (3) 前項において、当行がICキャッシュカードを発行した場合には、生体認証規定に基づき指静脈情報の登録を行ってください。

6. 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が貸金庫室に入室し、貸金庫を貸金庫室に搬出のうえ、正鍵を使用して行ってください。
- (2) 貸金庫室に入室する場合には、貸金庫室前に設置された端末機にカード（代理人が開閉する場合は、代理人用のカード）を挿入してください。そのカードがICキャッシュカードの場合には、端末機の所定の位置に指を置いてください。
- (3) 貸金庫を貸金庫室に搬出する場合には、貸金庫室内に設置された端末機にカードを挿入のうえ端末機に届出の暗証番号を正確に入力してください。
- (4) 格納品の出し入れは、貸金庫室内で行ってください。
- (5) ご使用後は、必ず貸金庫の施錠を確認のうえスライド蓋を閉じてください。それをなされなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 届出事項の変更等

- (1) 印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により取扱店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。印章、カードまた

は正鍵を喪失したとき、もしくは毀損したときも同様とします。

- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 貸金庫契約の締結の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

8. 印章、カード、鍵の喪失時等の取扱

- (1) 届出の印章、カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおくことがあります。
- (2) 正鍵またはカードを喪失した場合または毀損した場合は、鍵、カードの再発行等に要する費用を支払ってください。

9. 貸金庫故障時の取扱

停電、故障等のためカードによる開閉ができないときは、当行所定の貸金庫開庫依頼書に氏名を記入のうえカードとともに窓口へ提出してください。

10. 指静脈認証、暗証番号照合、印鑑照合等

- (1) 当行が、貸金庫室への入室および貸金庫の貸金庫室への搬出に際して、端末機に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、そのカードがICキャッシュカードの場合には指静脈認証及び暗証番号、貸金庫カードの場合には暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いしました場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 貸金庫の開閉に使用される鍵について当行は確認する義務は負いません。
- (3) 貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取扱をしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

13. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カード及び届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうへ貸金庫を直ちに明け渡ししてください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を喪失した場合に解約するときは、この他第8条に準じて取扱いします。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうへ貸金庫を明け渡ししてください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって契約者について確認した事項について、偽りがある

ことが明らかになったとき

- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- A. 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- B. 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- (A) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (B) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (C) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
- (D) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (E) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 前1項または前2項の明け渡しに3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

14. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

15. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開閉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

16. 譲渡、転貸等の禁止

- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) カードならびに鍵は、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上